

11. 子どもに障がいがあるとき

手帳の交付

● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

▶ 窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎096-293-3510

手帳の種類	対象者	内容
身体障害者手帳	身体障がい児(者)	福祉の措置だけでなく、税制や交通機関の割引制度などの優遇措置があり、自立と社会参加のために利用される
療育手帳	知的障がい児(者)	一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために利用される
精神障害者 保健福祉手帳	一定の精神障がいの 状態にあることを認 定された者	各方面からの支援策により、社会復帰、社会参加の促進のために利用される

11

子どもに障がいがあるとき

手当や医療費

● 障害児福祉手当

身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に対し手当を支給します。ただし、所得による支給制限があります。また、施設等に入所している方には支給されません。

▶ 窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎096-293-3510

● 特別児童扶養手当

身体又は知的・精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童を家庭で育てている父母または養育者に手当を支給します。ただし、所得による支給制限があります。また、施設等に入所している方の父母または養育者には支給されません。

▶ 窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎096-293-3510

● 育成医療

身体に障がいや病気があり、放置すると将来、身体に障がいが残る可能性があるが、手術等の治療で障がいの改善が期待できる18歳未満の子どもに対して、指定医療機関において医療費の一部を助成します。所得等に応じて自己負担上限額が設けられます。

▶ 窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎096-293-3510



● 重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人に医療費の一部を助成します。ただし、所得による支給制限があります。

▶ 窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎096-293-3510

● 小児慢性特定疾病の医療費助成

18歳未満で小児慢性特定疾病の方の医療費の自己負担分の一部を助成します。

▶ 窓口 菊池保健所 ☎0968-25-4138

教育に関するサポート

● 障害児通所支援(療育)

障害者手帳の有無にかかわらず、子どもの特性に応じて専門的な支援を行います。利用にあたっては通所受給者証を交付します。

- ①児童発達支援 未就学の子どものに日常生活の基本的な動作や集団生活への適応の支援など。
- ②放課後等デイサービス 就学している子どもに放課後や夏休み等の長期休暇中に生活力向上の支援など。
- ③保育所等訪問支援 子どもが通う保育所等を訪問し、集団生活への適応の支援など。

▶ 窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎096-293-3510

● 就学奨励費制度

特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、給食費や学用品等の援助を行う制度です。

▶ 窓口 学校教育課 ☎096-293-3349

